

2025年度グッドデザイン・ロングライフケザイン賞応募要領

この要領は、2025年度グッドデザイン・ロングライフケザイン賞（以下「ロングライフケザイン賞」）の応募にあたり必要な事項を定めたもので、以下の内容から構成されます。

- 1 ロングライフケザイン賞の応募対象、応募者及び応募方法
- 2 ロングライフケザイン賞に関わる費用
- 3 応募等の手続き
- 4 特別な応募及び審査
- 5 応募に関する留意事項

1 応募対象、応募者及び応募方法

1-1. 応募対象

応募対象は、広く一般的に支持され、もしくは特定の社会領域における定評・信頼を得ていて、かつ美的水準において後発のデザインに影響を及ぼしたとみなせる商品、建築施設、コンテンツ、サービスなどで、2016年以前より継続的に提供され、また今後も継続して提供されることが想定できるものとします。

1-2. 応募者

応募の資格を有する応募者は、「応募対象の事業主体者」と「デザイン事業者」とします。

応募対象の事業主体者とは、「応募対象の提供に主たる責任を有する法人及び個人で、商品の生産・販売者、建築施設の施主、ソフトウェアやメディアの提供者、サービス事業の提供者、事業や活動、開発・研究の主催者等」とします。事業主体者及びデザイン事業者が複数関与する場合は、連名で応募することができます。

応募時点で「応募者」として登録されていない場合、受賞時に「受賞者」となることはできません。

事業主体者を応募者として登録しない場合、応募者は事業主体者による応募への同意を得なければなりません。

なお、暴力団等の反社会的勢力に関係する個人、法人及び団体等は応募資格がありません。

1-3. 応募者の義務

ロングライフケザイン賞への応募にあたり、応募者は以下の義務を負うものとします。

これらの義務が実行されなかった場合、主催者は当該応募者の応募を失格とします。

- a) 審査に必要な情報の登録
- b) 審査委員会が希望する審査資料の提出
- c) 応募者に事業主体者が含まれていない場合の、事業主体者による応募への同意取得
- d) 応募対象の二次審査会場への搬入・搬出
- e) 二次審査会場における搬入・搬出時の応募対象の管理
- f) 応募対象がロングライフケザイン賞を受賞した場合の公開用情報の提供、及び受賞年鑑への掲載
- g) グッドデザイン賞受賞展（以下「受賞展」）における出展・搬入・搬出
- h) 受賞展における搬入・搬出時の応募対象の管理

1-4 応募方法

応募者は、主催者が用意するウェブサイト(以下「エントリーサイト」)を通じて4月1日の日本時間午後1時から5月22日の日本時間午後1時までの期間に、応募対象や応募者の登録等の所定の手続きを行い、応募を確定します。手続きはエントリーサイトのアカウント所有者の住所に応じ、以下の言語で入力してください。

- 住所が日本国内の場合:日本語サイトより 日本語 で入力
- 住所が日本国外の場合:英語サイトより 英語 で入力

なお主催者は、日本の法律や公序良俗に反するなど、ロングライフデザイン賞の趣旨や目的に合致しないと判断するもの、応募・審査の対象に当てはまらないものについては、応募を受理しない場合があります。

1-5 一般者からの推薦による応募

応募者以外の一般者が、ロングライフデザイン賞のウェブサイトを通じて、自らが利用・認知しているデザインをロングライフデザイン賞に推薦することができます。推薦期間は、4月1日の日本時間午後1時から4月30日の日本時間午後1時までです。主催者は、推薦されたデザインに関する基礎的な調査を実施ののち、応募の対象として適切とみなされる対象の事業者に対してロングライフデザイン賞への応募を呼びかけます。これを受ける場合、事業主体者は応募者として、前項に則ってロングライフデザイン賞への応募を行います。一般者からの推薦に基づき応募されたデザインは、通常の応募対象と同様に審査を行います。

2 ロングライフデザイン賞に関わる費用

ロングライフデザイン賞の一次・二次審査料、展示出展料、受賞年鑑掲載料およびGマーク(ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク)使用料は無料です。

審査時における、搬入出に伴う物品の移動、応募関係者の移動、資料製作などの実費のほか、受賞プロモーション等の実施に関わる同様の実費については、応募者(受賞者)の負担が必要となります。

3 応募等の手続き

ロングライフデザイン賞への応募にあたり、応募者は以下の手続きを行います。

3-1. 応募段階での手続き

3-1-1. 応募者及び審査対象に関する情報の登録・応募の確定

応募者は、応募者及び審査対象についての審査用情報をエントリーサイトで登録します。応募期間は4月1日の日本時間午後1時から5月22日の日本時間午後1時までとします。

応募者は、上記の期間内に応募者及び審査対象についての情報をエントリーサイトに登録し「応募を確定する」ボタンを押下して応募を確定します。

3-1-2. 一次審査期間

一次審査の期間は、6月4日から6月30日までとします。

3-2. 一次審査から二次審査までの手続き

3-2-1. 一次審査結果の通知

一次審査は、応募者から提示された情報をもとに実施されます。

主催者は応募者に対し、一次審査結果を7月1日にエントリーサイトにて通知します。

3-2-2. 二次審査への参加の確定及び二次審査における提示物、必要事項の登録

応募者は、7月1日から7月8日までに「二次審査情報の入力・申込をする」ボタンを押下し、二次審査対象の提示方法等をエントリーサイト上で登録します。

3-2-3. 二次審査期間

二次審査の期間は、7月9日から8月25日までとします。

3-3. 二次審査における手続き

主催者は、二次審査会を以下の通り実施します。

応募者は、主催者が指定する日時及び場所へ二次審査対象の現品またはパネル等の代替物を搬入、搬出します。

二次審査会は原則として非公開で行われます。

搬入日 :8月5日

二次審査会:8月6日～8日

搬出日 :8月8日

会場 :幕張メッセ国際展示場 ホール4～8

3-4. 二次審査後の手続き

3-4-1. 二次審査結果の通知

主催者は応募者に対し、8月26日の日本時間午後1時に二次審査結果をエントリーサイトにて通知します。

また、二次審査通過対象については、審査によって得られた「評価のポイント」を10月上旬までにエントリーサイトに表示します。

3-4-2. 受賞対象に関する公開情報の確認と登録

応募者はグッドデザイン賞二次審査通過対象について、「公開情報を校正する」ボタンを押下し、受賞発表日の10月15日に公表するための情報及び表彰状、受賞展会場のキャプション、受賞年鑑などに掲載するための情報の確認と登録を、8月26日から9月2日までにエントリーサイトを通じて行います。

3-5. 受賞発表後の手続き

3-5-1. 受賞発表

主催者は10月15日に、当年度のロングライフデザイン賞を、プレスリリース及びウェブサイトを通じて発表します。

応募者による受賞対象に関する情報発信も同日以降とします。

3-5-2. Gマーク(ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク／以下同)の使用

ロングライフデザイン賞受賞者は受賞発表日以降、「Gマーク」(ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク)を使用することができます。使用にあたっては、使用料は無料で、所定の使用申請が必要です。

ただし、10月15日から11月5日までは受賞PR期間とし、この期間中は申請不要で「Gマーク」(ロングライフデザイン賞専用ロゴマーク)を使用することができます。

3-5-3. 受賞展会場への展示物の搬入・搬出

主催者は11月1日から5日まで受賞展を開催します。すべての受賞者は、主催者が指定する日時及び場所で、受賞対象を出展します。

3-5-4. 表彰状等の贈呈

主催者はロングライフデザイン賞受賞対象1件につき、1点の表彰状と1点のトロフィーを贈呈します。

3-5-5. 受賞祝賀会の開催

主催者は、11月4日に受賞祝賀会を開催します。

3-5-6. グッドデザイン賞受賞年鑑の刊行

主催者は2026年3月に全てのロングライフデザイン賞受賞対象を掲載した受賞年鑑「GOOD DESIGN AWARD 2025」を刊行し、受賞対象1件につき、受賞年鑑1冊を受賞者へ贈呈します。

4 特別な応募及び審査

4-1. 審査委員会による推薦応募

ロングライフデザイン賞審査委員会は、ロングライフデザイン賞に応募されていない対象について「審査委員会推薦」として応募を呼びかけることができます。推薦を受ける場合、事業主体者は応募者として、前項に則ってロングライフデザイン賞への応募を行います。

「審査委員会推薦」により応募された対象は、一次審査を通過したものとして二次審査の対象とし、通常の応募対象と同様に審査を行います。

4-2. プレゼンテーション審査・現地審査

審査委員会が、応募者からの説明を直接聞く「ヒアリング審査」の必要があると希望した場合、応募者はこれに対応します。ヒアリング審査の1件あたりの長さや実施の場所・方法は、審査委員会が指定します。また、「3-3 二次審査における手続き」に基づく二次審査会場での審査とは別に、審査委員が出張して行う現地審査等の希望がある場合も、応募者はこれに対応します。現地審査の実施にあたり、応募者は審査委員及び随行事務局員の旅費交通費等の実費を別途支払います。

5 応募に関する留意事項

5-1. 応募の取り下げ

応募者は、特定の応募対象について公表の延期等により審査の継続または受賞発表日までの公開が難しくなった場合、応募手続き完了後から10月8日の日本時間午後1時までの期間であれば、応募を取り下げることができます。この場合、応募者は主催者に、エントリーサイト「お問い合わせ」フォームからの連絡またはEメール等の文書による連絡を行います。主催者の確認・返信をもって応募の取り下げが完了となります。

5-2. 情報の取扱いについて

5-2-1. 権利の帰属

応募者から提供された応募対象に関する情報の著作権は応募者に帰属します。ただし、主催者はロングライフデザイン賞の審査及び受賞内容の告知・広報等を含めた活動に限り、その情報を使用できるものとし、応募者はこれに同意するものとします。また、その目的及び態様に照らして必要が認められる場合に、情報の改変を行うことができるものとし、応募者はこれに同意するものとします。

5-2-2. 情報の公開

主催者は、応募者から提供された応募対象についての情報のうち、グッドデザイン賞エントリーサイトの登録フォームに「公開」と記載されている項目について以下の2媒体により情報公開を行います。公開項目は、二次審査結果通知後に確認・登録することができます。それ以外の項目に登録された情報については非公開とし、審査においてのみ使用するものとします。

グッドデザイン賞ウェブサイト「受賞ギャラリー」

対 象 2025年度ロングライフデザイン賞受賞対象

時 期 2025年10月15日以降

グッドデザイン賞受賞年鑑「GOOD DESIGN AWARD 2025」

対 象 2025年度ロングライフザイン賞受賞対象

時 期 2026年3月

なお、公開情報については、2025年10月15日以降、適宜ロングライフザイン賞の広報活動等に使用することがあります。

5-2-3. 応募情報の保管期限

エントリーサイトに登録される応募対象に関する情報は、アカウント担当者情報及び応募者情報を除き2026年2月末をもって削除します。この情報は別途保管し、ロングライフザイン賞の審査及び受賞内容の告知・広報等の目的で使用することができます。

5-3. 準拠法及び管轄裁判所について

2025年度グロングライフザイン賞の応募に関する一切の事項について、その準拠法は日本国法とします。応募者及び主催者は、2025年度ロングライフザイン賞への応募に関して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違に関して以下の選択ができます。

5-3-1. 裁判による解決

第1審の専属管轄裁判所は東京簡易裁判所又は東京地方裁判所とします。

5-3-2. 仲裁による解決

一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとします。

仲裁地は東京(日本)若しくは東京の商事仲裁協会とします。

2025年4月1日